

(写)

3 稲府墓監発第10号
令和 3 年11月29日

稲城・府中墓苑組合管理者 高 橋 勝 浩 様

稲城・府中墓苑組合監査委員 岩 藤 真 実
稲城・府中墓苑組合監査委員 福 田 千 夏

令和 3 年度 定期監査の結果について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定及び稲城・府中墓苑組合監査基準(以下「監査基準」という。)に基づき実施した定期監査について、地方自治法第199条第9項及び監査基準の規定により、その結果に関する報告書を提出いたします。

令和3年度

定期監査報告書

稲城・府中墓苑組合監査委員

令和3年度 定期監査結果報告書

第1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査

第2 監査の対象

稲城・府中墓苑組合一般会計及び墓地特別会計

第3 監査の範囲

令和3年4月1日から令和3年9月30日までの財務に関する事務の執行及びその他の事務の執行

第4 監査の着眼点

監査の着眼点は次のとおりとし、関係諸帳簿及び関係書類の照合、実査、関係職員からの説明聴取等通常実施すべき監査手続により実施した。

- (1) 財務に関する事務の執行は、地方自治法第2条第14項及び第15項の趣旨に則してなされているか、また、法令等の定めるところに従って適正に行われているか
- (2) 予算の執行は適正かつ計画的・効率的に行われているか
- (3) 会計区分、年度区分及び予算科目を誤って執行しているものはないか
- (4) 事務処理で法令等に違反するものはないか
- (5) 各種の帳簿、証拠書類等の計数は符合しているか
- (6) 各種の帳簿、書類の整備・記帳、各種証拠書類の整理保存等は適切に行われているか
- (7) 財産の管理は適正に行われているか

第5 監査の主な実施内容

定期監査に必要とされる資料や財務関係書類等に基づくヒアリング

第6 監査の実施場所及び日程

実施場所：公営 稲城・府中メモリアルパーク 南山ホール2階洋室

日 程：令和3年11月29日（月）

第7 監査の結果

財務に関する事務の執行及びその他の事務の執行については、法令等に基づき、適正に執行されているものと認められた。